



出産・子育て応援給付金事業 よくある質問 Q&A



Q1 「出産応援給付金」の申請は誰が行えばいいですか？

A1 妊婦の方が行う必要があります。

Q2 「子育て応援給付金」の申請は誰が行えばいいですか？

A2 令和4年4月1日以降に出生したお子さまを養育している方が行う必要があります。

Q3 給付金は何回も申請できますか？

A3 給付金を申請できるのは、1回の妊娠につき「出産応援給付金」は1回のみ、児1人につき「子育て応援給付金」は1回のみです。

Q3 「豊見城市出産・子育て応援給付金」の給付を受けるために、なぜ面談を受ける必要があるのでしょうか？

A3 「豊見城市出産・子育て応援給付金」は全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、様々なニーズに合わせて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の面談と一体的に行うことを目的としています。子育て世代包括支援センターとみココの専門職による妊娠届出後と出生届出後の面談をうけていただくことが給付金を受けるための必須要件としています。

Q4 豊見城市を転出又は豊見城市に転入してきました。「豊見城市出産・子育て応援給付金」は受けられますか？

A4 原則として、申請時の住民票がある市町村で給付を受けることとなります。

給付を受けられるのは1回の妊娠・出産につきそれぞれ1回のみです。複数の市町村で二重に受け取ることはできません。

(転出)

豊見城市を転出した方で、豊見城市に給付金を申請する場合は、転出前に面談を実施していることが必要です。面談を実施する前に転出した方は転出先市町村へお問い合わせください。

(転入)

豊見城市に転入した方で、豊見城市に給付金を申請する場合は、豊見城市で面談を実施することが必要です。子育て支援課までお問い合わせください。

Q5 里帰り出産する予定ですが、どうしたらいいですか？

A5 里帰り出産する場合でも、住民票がある市町村にて「子育て応援給付金」の給付を受けられます。

なお、里帰り出産先で新生児訪問・赤ちゃん訪問を受ける場合は子育て支援課まで連絡ください。

Q6 海外で妊娠又は出産した後に帰国してきました。給付は受けられますか？

A6 妊娠期間に帰国し、豊見城市で妊娠届を提出して面談を受けた場合は、「豊見城市出産応援給付金」の対象となります。

妊娠期間を海外で過ごし、出産後に帰国した場合は、帰国後3か月以内に面談を受けることで「子育て応援給付金」の対象となります。(給付を受けられる期間はお子さまが3歳になるまでです。)

※どちらの場合も豊見城市に住民票がある必要があります。

Q7 外国籍ですが、給付を受けられますか？

A7 豊見城市に住民票があり、日本国籍の方と同じ給付要件を満たせば対象となります。給付要件については、市のホームページの「対象者」の欄をご覧ください。

Q8 DVや災害等を理由に豊見城市に避難しており、住民票を元の住所地から異動していませんが、給付を受けられますか？

A8 DVや災害等を理由に避難している妊婦または令和4年4月1日以降に出生したお子さまの養育者で、豊見城市で面談を受けた方は「豊見城市出産・子育て応援給付金」の対象となります。子育て支援課までご連絡下さい。

Q9 「豊見城市出産・子育て応援給付金」の対象ですが、離婚協議中または離婚しました。どちらが給付金の対象となりますか？

A9 「出産応援給付金」は妊婦の方、「子育て応援給付金」はお子さまを養育している方が対象となります。

Q10 令和4年4月1日以降に出生した子どもを養育していますが、子どもの戸籍がありません。(300日問題) どうすればいいですか？

A10 一度、子育て支援課までご連絡ください。

Q11 妊娠届を提出しましたが、流産等の理由で出産まで至らなかった場合はどうすればいいですか？

A11 出産まで至らなかった場合でも「豊見城市出産応援給付金」の対象となります。

Q12 妊娠届を提出しましたが、妊娠を継続しませんでした。どうすればいいですか？

A12 「出産応援給付金」のみの対象となります。

<その他>

- ・本給付金に所得制限はありません。
- ・本給付金は非課税です。
- ・生活保護受給中の方も対象です。本給付金は収入として認定はされません。